

介護職員基礎研修課程
学則
(運営規程)

株式会社Fineプロデュース

(開講目的)

第1条 高齢化社会が進む中、高齢者が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、介護職員として介護サービスに従事しようとするものを対象とした基本的職業教育であり、対人理解や対人援助の基本的な視点と理念、専門的な知識と技術等を身に付けた専門職を育成することを目的とする。

(研修事業の名称及び課程)

第2条 第1条の目的を達成するため、次の研修事業(以下「研修」という。)を実施する。

- (1) 名 称 介護職員基礎研修養成講座
- (2) 実施課程 介護員基礎研修養成研修(介護職員基礎研修課程)
 - 研修課程① 500時間(介護資格および経験のない者)
 - 研修課程② 150時間(訪問介護員養成研修2級修了し1年以上かつ180日以上の実務経験がある者)
 - 研修課程③ 60時間(訪問介護員養成研修1級修了し1年以上かつ180日以上の実務経験がある者)
- (3) 形 式 通学形式

(研修事業者の名称・所在地)

第3条 この研修は、次の事業者が実施する。

- (1) 名 称 株式会社Fineプロデュース(以下「当法人」という。)
- (2) 所在地 熊本県熊本市帯山二丁目13番34-2号

(定員)

第4条 研修受講者の定員は、30名とする。

(校長)

第5条 本研修の長は、株式会社Fineプロデュースの代表をもって充てる。

(研修実施場所)

第6条 研修を実施するために使用する会場は、次のとおりとする。

- (1) 所在地 熊本県熊本市本荘4丁目7-21ヴィリアスティア1F

(研修実施期間及び開講時期)

第7条 研修は年2回開講し、概ね3～6ヶ月程度とする。

- (1) 研修開始日および研修終了日については別紙カリキュラムのとおり
- (2) 研修実日数 100日間

(研修カリキュラム)

第8条 研修のカリキュラム、日程等の事項は、別紙のとおりとする。

(講師氏名)

第9条 研修を担当する講師は、別紙のとおりとする。

(受講資格)

第10条 研修の受講対象者は、次のとおりとする。

- (1) 研修課程① 介護職として従事することを希望者し、且つ研修修了の意志がある者とする。
- (2) 研修課程② 訪問介護員養成研修2級修了し、且つ介護職員として1年以上の実務経験の証明書が提出できる者。
- (3) 研修課程③ 訪問介護員養成研修1級修了し、且つ介護職員として1年以上の実務経験の証明書が提出できる者。

(研修の評価)

第11条 本養成講座は研修の受講生に対し、カリキュラムの全てを履修した者について出席率及び受講態度等の評価により修了評価を行う。出席については原則全日程出席とする。

修了認定の評価基準については、別途規定を作成し、受講者に配布し説明するものとする。

(研修修了の認定方法)

第12条 課程の修了は研修長が認定する。研修長が修了を認定した者については修了証書を授与する。研修修了認定については、次のとおりとする。

- (1) カリキュラムを全て履修した者を修了認定とする。
- (2) 1項目でも未履修がある者は修了認定を行わないこととする。

(補講)

第13条 講義を欠席した場合の取り扱いは、次のとおりとする。

- (1) 欠席した講義は、次回開催研修以降の対象講義を履修又は、当該講義の補講を行うことにより、修了認定とする。
- (2) 当該講座の補講を行う場合は、1時間につき補講代2,000円を別途徴収することとする。

(研修の中止又は延期)

第14条 研修長が天災その他やむを得ない事情により、研修の実施が困難と判断した場合には、研修の中止又は、延期の措置をとることとする。この場合、新たな日程を設定するなど受講者の不利益とならないよう最善の措置を講じることとする。

(募集方法)

第15条 本養成講座は受講生を募集するにあたり、チラシによる広告、ホームページ等で募集を行うこととする。

(募集時期)

第16条 本養成講座は受講生の募集を開始する時期について、受講の開始を行う前2ヶ月程度の期間を本養成講座の募集期間とする。

(受講の出願)

第17条 研修への受講を志願する者は、受講願書に別に定める書類を添えて願い出ることとする。

(受講の流れ)

第18条 (1) 電話あるいはHPより案内書を請求。

(2) 当社指定の申込用紙に必要事項を記入し、署名のうえ申し込む。この際、「訪問介護員養成研修2級課程修了証明書(控え)」と「実務経験証明書」の必要書類も併せて添付する。

(3) 当社は申込書類を確認・審査したうえ、受講者の決定を行い、教材と受講料等支払いのための書類を受講者宛に送付する。

(4) 受講者は教材到着後、指定の期日までに受講料などを納入する。研修長は前項の受講志願者に対し、受講を許可しないことができる。

(受講手続き)

第19条 受講者の受講手続きは次のとおりとする。

(1) 研修の受講に当たっては前条により受講を許可されない者を除き、所定の書類(受講契約書、個人情報の守秘に関する誓約書)を本養成講座に届け出なければならない。

(2) 研修の受講に当たっては訪問介護員養成研修2級課程修了者又は、1級課程修了者で1年以上かつ180日以上の実務経験がある者については、所定の書類(受講契約書、訪問介護員養成研修1級課程もしくは2級課程の修了証明書の写し、実務経験証明書)を本養成講座に届け出なければならない。

(3) 受講生は、研修を受講するにあたり受講決定後、受講料及びテキスト代を熊本ファミリー銀行本店営業部への振込みもしくは本養成講座の事務所にて支払いをする。

(教科用図書)

第20条 研修において使用する教科用図書は次を選定する。

『介護職員基礎研修テキスト』編集委員会編

出版社:全国社会福祉協議会出版部 第1巻～第10巻

(受講料金)

第21条 受講者が負担する費用は、次のとおりとする。なお、研修開始後は、いかなる理由がある場合においても、受講料及びテキスト代の返金はできないものとする。

(1) 受講料及びテキスト代は次のように定める

① 未経験者(500時間受講)の場合 165,000円 とする。テキスト代は、21,000円 とする。

② 訪問介護員養成研修2級修了し1年以上かつ180日以上の実務経験がある者は65,000円とする。テキスト代は、6,000円とする。

③ 訪問介護員養成研修1級1年以上かつ180日以上の実務経験がある者は29,000円とする。テキスト代は、10,000円とする。

(2) 本養成講座は、受講生が指定する送付先に対して、受講料金の合計額の請求書及び明細書を送付又は手渡し、受講生は本養成講座に対し当該合計金額を受講開始日までに支払うものとする。

※尚 緊急雇用対策基金訓練を適用して実施する場合は、テキスト代のみの負担とする。

(休講)

第22条 疾病その他特別の事由により引き続き1週間以上修学することができない者は、研修長の許可を得て休講することができる。また、研修長は、疾病その他の事由により修学することが適当でないと認められる者に対し、休講を命ずることができる。

(復講)

第23条 休講期間中にその事由が消滅したときは研修長の許可を得て、復講することができるが、修学していない期間に対応する修学を要する。その場合、第19条に基づき、履修又は補講を行う。

(出席停止)

第24条 研修長は、受講生が次の各号に掲げるいずれかに該当した場合は、当該受講生の出席停止を命じることができる。

- (1) 他人に傷害、心身の苦痛又は財産上の損害を与える者
- (2) 施設又は設備を破壊する者
- (3) 授業その他の教育活動を妨げる者
- (4) 学習意欲が著しく欠けるなど、修了の見込みがないと認められる者
- (5) その他、研修の受講を継続することが、客観的に見て不相当と認められる者
- (6) 感染力の強い疾患を持っている者

(退講)

第25条 研修長は受講生から退講の申し出があった場合、当該受講生の退講を認めるものとする。

(苦情処理)

第26条 本養成講座は、提供した研修に関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとする。

(個人情報)

第27条 本養成講座は、研修を提供する上で知り得た受講生及びその家族の個人情報を正当な理由なく第三者に漏洩しないこととする。また、受講生は講義や実習を行う上で知り得た情報を、第三者に漏洩することを禁止する。

(施行細則)

第28条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる場合は当法人がこれを定める。

(附則)

第29条 この学則は、熊本県知事の許可日より施行する。